

令和 8 年度（2026 年度）
 熊本県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金募集要項

1 事業の趣旨

少子高齢化に伴い、生産年齢人口が減少する中、外国人介護人材の獲得は、介護人材不足解消の一つの解決策として考えられる。

そこで、本事業では、県内の外国人介護人材の更なる確保を目的として、在留資格「留学」で在留している介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し、県内介護施設が学費や生活費等を奨学金として給付又は貸与する場合に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象事業者

県内に所在する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、外国人留学生に対し、留学期間中の学費や生活費等を奨学金として給付又は貸与する者とする。

3 補助対象経費等

補助金交付の対象経費、補助率及び補助上限額は、以下のとおり。

なお、外国人留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等、他制度による貸付等の支援を受けている場合は、補助対象外（介護福祉士修学資金の生活費加算を受けず、本事業で居住費等の生活費の支給を受けるなど、他制度と重複しない部分に係る経費は補助対象）。

【補助対象経費等】

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費※1	基準額	補助率	
日本語学校	学費※2	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内 ※4
	居住費などの生活費※3	年額 360,000 円以内		
介護福祉士養成施設	学費※2	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の 修学期間 ※4
	入学準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	就職準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	介護福祉士試験受験対策費用	1 年度 40,000 円以内		
	居住費などの生活費※3	年額 360,000 円以内		

※1 当該年度の 4 月 1 日～3 月 31 日に支出した経費を補助対象経費とする。

※2 学費と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も補助対象経費とする。

※3 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する費用（学

費・介護福祉士試験受験対策費用を除く)。

なお、補助事業者が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算が可能。

①年額 240,000 円以内の加算

②入居に係る初期費用等について、当該月に限り、月額 50,000 円以内の加算

※4 本人の病気や新興感染症等の真にやむを得ない事由により留年した期間中については、補助対象期間に含める。

4 補助対象期間

補助事業の期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

補助対象期間に外国人留学生が留年した場合は、その期間は補助対象外とする。

なお、病気等の真にやむを得ないと認められる事由により留年した期間中については、補助対象期間に含める。

5 申請方法等

(1) 提出書類

以下の①～⑧の書類を提出すること。

◆熊本県健康福祉補助金等交付要項関係

①(別記第1号様式) 補助金交付申請書

②(別記第2号様式) 収支予算書

◆熊本県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金交付要領関係

③(別記第1号様式) 事業計画書

④(別記第2号様式) 補助金所要額調書

⑤(別記第3号様式) 外国人留学生状況一覧(計画)

⑥(別記第4号様式) 在学証明書

◆その他必要書類

⑦奨学金貸与(給付)規程等の写し

⑧外国人留学生への奨学金の実施を確認できる書類(貸借契約書等)

※申請書等様式は県ホームページに掲載

【URL】 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/271548.html>

(2) 提出方法

LoGo フォームにて申請書類を提出

【URL】 <https://logoform.jp/form/x4b6/1660763>

(3) 募集期間

公表日～令和8年(2026年)8月4日(火)17時まで

(4) 問い合わせ先

熊本県健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課 企画班 佐々木
TEL : 096-333-2215

6 審査方法

(1) 審査

応募要件を満たしているか、また、内容などを県で審査したうえで、予算の範囲内で補助金の交付事業者を選考する。

(2) 交付決定

審査結果をもとに、予算の範囲内で補助金の交付及びその額又は不交付を決定し、9月中旬頃に通知する予定。

7 実施スケジュール及び今後の手続き

交付申請（事業者→県）	<u>令和8年（2026年）8月4日（火）17時</u> 〆
交付決定（県→事業者）	令和7年（2025年）9月中旬 ※上記スケジュールはあくまでも予定です。
実績報告（事業者→県）	事業を完了した日から30日以内、又は 令和9年（2027年）3月31日（水） までのいずれか早い日までに提出
実績報告審査 補助金額の確定（県）	実績報告書等の審査を随時実施
補助金請求書の提出 （事業者→県）	補助金額確定後、速やかに提出
補助金支払（県→事業所）	請求書受領後、速やかに支払い

(1) 補助事業の内容等の変更

交付申請内容に変更（軽微な変更を除く。）がある場合は、次の書類を提出すること。変更申請書の提出がないまま事業が実施された場合、収支予算書に基づかない支出については、補助対象外となる場合もある。

- ①補助金変更申請書（要項別記第4号様式）
- ②事業変更計画書（要領別記第1号様式を準用する）

③変更後の補助金所要額調書（要領別記第2号様式を準用する）

④変更後の収支予算書（要項別記第2号様式を準用する）

⑤その他必要な書類

(2) 事業完了後の実績報告

事業完了後は次のとおり、実績報告書を提出すること。

収支予算書に基づかない支出や正当な手順を踏んでいない支出については、補助対象外となる場合がある。

【提出期限】

事業を完了した日から30日以内、または令和9年（2027年）3月31日（水）のいずれか早い日まで。

【提出方法】

LoGo フォームにて実績報告書類を提出

※URLは、申請者に対して、別途通知する。

【提出書類】

以下の①～⑨の書類をすること。

◆熊本県健康福祉補助金等交付要項関係

①（別記第7号様式）補助金実績報告書

②（別記第2号様式）収支精算書

◆熊本県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金交付要領関係

③（別記第5号様式）事業実績書

④（別記第6号様式）補助金精算調書

⑤（別記第7号様式）外国人留学生状況一覧（実績）

⑥（別記第8号様式）日本語学校に在籍する外国人留学生に奨学金を支給した場合、介護福祉士養成施設への入学（予定）を証明する書類

⑦（別記第9号様式）介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に支給した場合、1学年は修了証明書、2学年は卒業を証明する書類

⑧（別記第10号様式）外国人留学生が真にやむを得ないと認められる事由により留年した場合、留年を証明する書類

◆その他必要書類

⑨奨学金の支給が確認できる書類（明細書等）

(3) 補助金の支払

補助金の交付（支払い）は口座振替とする。

なお、事業の実施に必要な場合は、概算払を行うことができるが、その場合は、事前相談を行うものとする。

(4) 補助完了後の現況報告

補助交付年度の翌年度から、外国人留学生から補助事業者への返還額が確定するまでの間、毎年4月末日までに外国人留学生の現況報告一覧表（要領別記第11号様式）を提出すること。

なお、外国人留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合又は、奨学金の貸与規定又は給与規定等により外国人留学生から奨学金の返還を求めない旨を定めている場合は提出不要とする。

(5) 補助金の返還

事業完了後、実績報告書の内容を確認し、補助金の額を確定する。その結果、既にその額を超える補助金を交付している場合は、補助金の全部又は一部を返還いただく場合がある。

なお、補助事業者が留学生に奨学金の返還を求める場合にあっては、交付した補助金の額を除いて返還させ、補助事業者から県への補助金返還は生じないものとする。

ただし、補助金の交付を受けた後において、留学生から支給した額の全額が返還された場合にあっては、補助金返還報告書（要領別記第12号様式）により、交付された補助金の全額を県に返還しなければならない。

8 その他留意事項

- (1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (3) 補助申請者の構成事項（代表者や住所等）に変更があった場合は、速やかに県に報告すること。
- (4) 奨学金貸与（給付）規程については、別添「留学生が貸与奨学金による学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を踏まえ定めること。

留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項

平成30年3月
法務省入国管理局

本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）を貸与型奨学金（都道府県等が実施主体となる修学資金等貸付制度を除く。）により支弁しようとする留学生（留学希望者を含む。以下同じ。）及び当該留学生の受入れを検討されている教育機関におかれましては、当該奨学金の貸与条件等に関し、適正な出入国管理を行う観点から、以下の点に御留意いただくようお願いします。

1 貸与条件

留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、貸与を受ける留学生が以下に該当する場合を除き、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと。

例えば、奨学金の貸付の際に指定された稼働先（アルバイト先）を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められません。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。

2 返済条件

- (1) 在学中の返済が求められていないこと。

留学生は我が国において勉強に従事するために入国・在留が認められているものですので、在学中の返済は、留学生としての本来活動に支障が出るおそれがあることから、原則として認められません。

なお、入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

- (2) 貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと。

奨学金の貸与を受ける場合、留学生が貸与額を一括で返済できる資産を有しているとは通常考え難いことから、次のような場合に一括で返済する

又は違約金を徴収する等の条件が付されているものは認められません。

ア 貸与を途中で終了した場合

イ 就労に係る在留資格への変更が認められなかった場合

ウ 卒業後に奨学金を貸与した機関等の特定の機関で就労しない場合

エ 返済期間中に特定の機関を辞職する場合

また、奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の返済期間の途中で本国へ帰国する場合に、本邦に引き続き在留する場合よりも高額な返済が求められることは適当ではありません。

なお、特定の機関において一定期間就労した場合に、就労期間に応じてその返済の一部又は全部を免除することは差し支えありません。

- (3) 返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること。

例えば、月当たりの返済額が手取りの約1割以内であれば、一般的には生活に支障のない範囲内と考えられます。

なお、収入が多い月などに留学生本人の希望により繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

3 その他

- (1) 奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること。
- (2) 奨学金貸与期間中の資格外活動許可に基づく稼働（アルバイト）先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生がその労働条件を理解していること。（下記の参考(1)参照）
- (3) 本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）のすべてを奨学金（注）により支払う場合を除き、奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できること。

（注）貸与型・給付型を問わない。

4 在留資格認定証明書交付申請における経費支弁に係る提出資料

貸与型奨学金により学費等を支弁しようとする場合には、在留資格認定証明書交付申請において上記3（3）の資産を立証する資料に加えて、以下の提出が求められます。

また、在留期間更新許可申請においても提出が求められる場合があります。

- (1) 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している資料（奨学金貸与規程等）
- (2) 奨学金の貸与に係る契約書の写し（貸与を受ける留学生在が自筆で署名したもの）
- (3) 奨学金の支給回数等具体的な貸与方法を説明する資料（貸与する法人から授業料として直接教育機関へ年2回支給、貸与する法人から留学生の銀行口座へ毎月支給等）
- (4) 奨学金貸与期間中の資格外活動先があらかじめ決められている場合には、留学生在が稼働することとなった場合の勤務時間や給与等の雇用条件が分かる資料及び留学生在が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生在が自筆で署名したもの）
- (5) 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び直近の決算書（損益計算書、貸借対照表）
- (6) 教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、当該雇用条件が留学生在と同等の経歴を持つ者が稼働する場合の雇用条件と同等であることを説明する資料（例えば、就業規則の写し等）及び留学生在が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生在が自筆で署名したもの）

(注) 貸与型奨学金以外に係る資料については、各地方入国管理局の案内に沿って御提出ください。また、審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

(参考) 労働関係法令との関係

- (1) 在学期間中の資格外活動許可に基づく稼働（アルバイト）先や教育機関卒業後の就職先をあらかじめ決められていることを条件に、奨学金の貸与を受けることについては、直ちに労働契約法及び労働基準法に抵触するとは言えませんので、奨学金の貸与・返済条件が上記1及び2に合致するものであり、奨学金の貸与を受ける留学生在が、上記3（2）のとおり、労働条件について理解し、了承しているのであれば、在留資格「留学」に係る入国・在留審査においては差し支えないこととして取り扱います。
- (2) 労働することを条件として貸与される奨学金の返済方法として、使用者が留学生の給与から一方的な天引きを行う場合には、労働基準法第17条に抵触することに御留意ください。

なお、留学生在が自らの意思により天引きを希望する場合には同条には抵触しませんが、そのような形式がとられている場合であっても、実質的にみて使用者の強制によるものと認められる場合には、同条に抵触することとなります。

(注) 詳細については、管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。